

## 特記仕様書

### 1 適用範囲

本特記仕様書は下記の工事に適用する。

- (1) 工事件名 : 津屋崎中学校トイレ洋式化改修工事(2期工事)
- (2) 工事箇所 : 福津市津屋崎1丁目5番16号(津屋崎中学校)地内
- (3) 工期 : 契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

※騒音若しくは振動の発生する工事は夏休み若しくは休日に極力実施すること。

### 2 学校との連絡調整

工事に先立ち、学校及び監督員と工事実施内容・始期・仮設物の設置等について協議を行うこと。  
また、工事実施中には学校と連絡調整を行い、協議が必要な場合は、事前に監督員へ報告し、関係者で工程等を共有した上で進めること。

### 3 工事施工の制限等

- (1) 安全対策に万全を期して施工すること。
- (2) 校地内工事のため、先生や生徒の学校活動や教育活動等に支障が出ないように配慮すること。
- (3) 騒音・粉塵等が出る作業は事前に学校及び監督員と協議を行い、授業等の学校活動や近隣住民への影響に配慮し、適切に養生等による対策を講じたうえで施工すること。
- (4) 学校施設等を破損・汚損させないように十分に養生を行うこと。また、万が一損傷させた場合は、直ちに学校及び監督員に連絡し対応について協議すること。
- (5) 必要に応じて現場周辺に工事、安全対策の表示及び誘導看板を設置すること。
- (6) 工事関係車両については、駐車スペースを受注者の責により確保し、無断で付近の道路や空き地等に駐車しないこと。
- (7) 工事の作業時間については、学校と十分に協議し通学時間等を考慮した時間帯とすること。
- (8) 学校敷地内は禁煙である。また、学校関係者や近隣住民へ配慮するため、学校敷地外であっても校門付近や外周道路付近での喫煙は慎むこと。

### 4 受注者間の相互協力

隣接工事がある場合は、隣接する受注業者と連絡・工程調整を密に図り、学校関係者や地域住民、通過交通等公衆に迷惑を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。

### 5 近接工事に伴う経費の調整

この工事が他に発注する同一工事区域内の工事、又は工事区域が近接する工事と工期が重複する場合で同一業者が落札したときは、契約締結後変更により共通仮設費・現場管理費及び一般管理費を調整する。

以下空白